

氏名	李 在 碩
学位(専攻分野)	博士(文学)
学位記番号	文博第119号
学位授与の日付	平成10年11月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	文学研究科国史学専攻
学位論文題目	大化前代の王権と群臣

(主査)

論文調査委員 教授 鎌田元一 助教授 藤井讓治 教授 吉川真司

論文内容の要旨

本論文は、大化前代における王権と群臣との関係を具体的に分析し、それを通じて日本古代王権の発達過程を明らかにしようとしたものである。全体は、本論文の基本的立場を述べた序言、総括にあたる結語の他に、3章から構成される。

第一章「大臣制と蘇我氏の台頭」は、大化前代における大臣制の成立と、最初の大臣であったと思われる蘇我氏の台頭の基盤を検討したものである。

まず第一節では、大臣制成立の前提をなす臣姓の成立時期や「オミ」の表記・意味などが検討される。『日本書紀』等の用例によれば「オミ」本来の表記は「使主」と考えられるが、「使主」は大人・貴人・王など首長の意味とともに使臣の意味をも併せ持つ称号であり、この後者の意味を媒介として「オミ」が「臣」の表記と結びつくこと、ただし、それが直ちにカバネ制度の成立と結びつくものではなく、従来議論の多い稲荷山古墳出土鉄剣銘文に見える「臣」も、「オミ」を表記したものであっても、必ずしもカバネとしての「オミ」を意味するものではないとの見解が示される。

第二節では、大臣制の成立や蘇我氏の台頭の基盤を検討する。ここでは大臣制が新設され、最初の大臣となったのが蘇我稲目大臣であったこと、新興氏族蘇我氏の急速な台頭は、5世紀末以来、朝廷のクラを管理・経営してきたという蘇我氏の氏族的職掌と深く関わっていることなどの見解が示される。

第三節では、近年の大臣制研究を批判し、大臣制成立の歴史的意義について論者の見解を明らかにする。近時、研究者の一部には、倭政権の権力体制において従来大臣制と対をなすものとされてきた大連制を否定し、さらに大臣についても「オホオミ」の訓を否定して「オホマヘツキミ」として理解しようとする傾向が見られるが、まずその大連制否定の根拠は薄弱であること、大臣に対する「オホオミ」「オホマヘツキミ」両訓の存在も、それぞれカバネ中心の表現と職能中心の表現であるにすぎず、両者は相対立する概念ではなかったことを明らかにする。その上に立って、大臣・大連一大夫体制の成立は、継体新王朝の成立以降、主として臣・連姓氏族からなる畿内周辺の有力豪族勢力とそれぞれの代表としての大臣・大連が王権のもとに結集した、いわば権力集中の一形態であったとの見解が示される。

第二章「大化前代の王権と大臣・群臣」は、倭王権とそのもとに結集した大臣・群臣層とのそれぞれの関係を具体的に検討したものである。

まず第一節では、群臣の権限と彼らによって構成されるいわゆる群臣会議の実態が論ぜられる。従来群臣の権限とされてきたもののうち、論者は特に重要な王位継承決定権・軍隊統帥権・重要政策決定権などを取り上げ、批判的に検討を加える。

王位継承権については、まず従来群臣の合議によって嗣位の決定が行なわれたことを示す代表的史料と見做されてきた舒明即位前紀を再検討し、舒明の即位は群臣層の主導によるものではなく、むしろ大臣の主導によるべきものであることを明らかにする。さらに他の王位継承関連記事の検討をも含め、名実ともに群臣による王位の決定と認めうるのは大体初期倭王権の段階までであって、以降になると、「王子+群臣」型→大臣主導型→王室主導型というように、王権の位相の変化とともに王位継承の主導型も変化してきたとの見解が示される。

軍隊統帥権については、軍隊の編成・統帥に群臣層が関係していたこと自体は認められるが、それが群臣の権限に基づいてのことであるとは言いがたく、また軍隊の指揮官は群臣層だけでなく、場合によっては王族・非群臣層からも選任されたことを指摘する。

次に、重要政策決定権は群臣会議の実態と関わるが、群臣会議は大王の諮問に応じる形で召集され、国政の重要事項を審議する一種の朝廷会議ではあるものの、群臣には決定権がなく、また群臣間の合意の存在も史料上認めがたいとする。最高決定権はあくまで大王に属していたが、推古朝以降には蘇我大臣が最高決定権者の位置にいたことを指摘する。

第二節では、蘇我大臣の位相の変化に対する検討を通じ、大臣と群臣層との関係を論じる。いくつかの事例の比較・分析の結果、推古朝において大臣の性格が大きく変化すること、すなわちそれ以前においては蘇我大臣も群臣層の一員であったが、推古朝以降には群臣の上位者としての大臣の地位が著しく強化され、もはや大臣は群臣の一員にはならないことが明らかにされる。

第三節では、推古朝の王権と蘇我大臣との関係が検討される。まず推古朝政治の主導者について、従来厩戸皇子と蘇我馬子大臣との「共治」関係とする見解が行なわれてきたが、論者は厩戸が倭政権の外交・軍事権を握っていたことを示す史料が全くないことや、彼の経済的基盤というのも実は蘇我氏との関係を前提として考えるべきものが多いということなどをあげ、政治の主導権は蘇我大臣にあったと論じる。また推古朝の政治基調の中心をなしていたのは、むしろ推古天皇と蘇我大臣であったとし、推古には王家の一員でもあれば蘇我系でもあるという二つの立場があったが、蘇我大臣との関係は基本的に協力関係であったとの見解が示される。

第四節では、本章の総括として、群臣との関係から見た王権の段階的発達過程が述べられる。ここでは倭政権はもともと豪族連合的性格の強いものであったが、推古朝の成立にみる王室と蘇我氏との結合をもって、王権はようやく豪族連合的性格から脱皮しつつあったとの見解が示される。

第三章「五・六世紀代における王権と豪族の外交」は、5・6世紀の倭国の外交のあり方を検討し、それを通じて王権と群臣との関係を闡明しようとしたものである。具体的には6世紀代のいわゆる倭系百濟官僚の歴史的な性格が問題とされ、併せてその前史的性格をもつ5世紀代の王権と外交のあり方についての検討が行なわれる。

第一節では、倭系百濟官僚群の発生と役割、そしてその消滅などの問題が検討される。ここではまず倭系百濟官僚群のもつ注目すべき特徴として、その多くは大伴・物部・紀・許勢氏など、倭政権を構成する畿内有力豪族の出身、またはそれらと直接に関わる人物であったこと、百濟の官僚でありながら、一方で倭王権への臣属の標識であるウジナとカバネをもっていたことが指摘される。その意味で彼らは百濟王権と倭王権に対する両属的性格をもつとし、これは王権によって代表される倭政権の公式外交とは別に、諸有力豪族（群臣層）独自の外交活動が存在したことを示すものだとして、君主大権としての外交権の確立のためには倭系百濟官僚の消滅が必要であったとの見解が示される。

第二節では、6世紀代における倭系百濟官僚群の登場の歴史的な前提として、5世紀代の王権と外交のあり方に検討が加えられる。ここではまず近年通説化しつつある雄略朝画期説を批判し、5世紀代の王権の内容には、支配領域の拡大、大王号の成立、各地有力豪族の服属およびそれにとまなうトモ制の整備など、確かにその伸張が認められるが、雄略朝という特定の時期にそうした変化の画期があったわけではないとの見解が述べられる。そして、いかに5世紀代における王権の伸張が強調されても、当時の王権は依然として中国王朝の権威を借りる必要があったし、諸豪族との関係においてもいまだ人格的支配関係にとどまり、また外交面でも大王中心の外交とは別に交易などを含む個別豪族らの私的外交形態も並存したことが指摘される。

結語では本論文で述べられた主要な点を整理し、概述する。

論文審査の結果の要旨

本論文は、日本古代国家の成立過程を王権と群臣との関係の分析を通じて明らかにしようとしたもので、全体は本論文の基本的立場を述べた序言、総括にあたる結語の他に、3章から構成される。そのうち核となるのは推古朝を中心とする時期の王権と大臣（蘇我氏）・群臣との関係を分析した第二章で、第一章ではその前提として大臣制の成立が論ぜられ、第三章

では、5・6世紀の倭国の外交の面から、前二章を通じて示された論者の見解を立証しようとする。

第一章「大臣制と蘇我氏の台頭」は、いわゆる大化前代における大臣制の成立と大臣としての蘇我氏の台頭の基盤を検討したものであるが、『日本書紀』によれば大臣であったとされる平群氏や許勢氏の所伝を否定し、大臣制の成立を蘇我氏の台頭と一体の関係において捉えたのが本論文の一つの特色である。これは必ずしも論者の独創的見解ではなく、従来も平群氏や許勢氏の大臣関係記事には個別的に疑問が投げかけられているのであるが、論者はこの点を明確に主張し、大臣制成立の前提となった蘇我氏台頭の基盤として、5世紀末以来、朝廷のクラを管理・経営してきたという同氏の氏族的職掌に着目する。一つの注目すべき見解と言うべきであろう。また大臣制についての近年の研究が、大臣と対をなす大連の存在を否定し、大臣そのものについても旧姓豪族の代表としての「オホオミ」という性格を否定するなど、極端な主張をなす傾向を批判し、6世紀の倭政権の権力体制を大王一大臣・大連一大夫（群臣）の体制として理解すべきことを主張するのも、論者の見識を示したものである。さらにカバネ「臣」自体の成立過程について一つの見通しを示した点も有益である。

第二章「大化前代の王権と大臣・群臣」では、まず従来安易に云々される傾向のあった群臣会議の実態や群臣の権限が検討され、王位継承決定権など群臣の権限を過大に評価する一部の論者の見解が否定される。群臣会議は大王の諮問に応じる形で召集され、国政の重要事項を審議する一種の朝廷会議ではあったが、群臣には決定権はなく、また王位の継承についても名実ともに群臣による王位の推戴と認めうるのは大体初期倭王権の段階までであって、以降は「王子+群臣」型→大臣主導型→王室主導型というように、王権の位相の変化とともに王位継承の主導型も変化したことが明らかにされる。本章において特に重要なのは、大臣制の成立と発展を軸に王権・大臣・群臣三者の関係が段階を画して整理され、王権の発達過程がより克明に跡づけられたことである。倭政権が豪族連合的性格の強いものであった段階、継体新王朝の成立以降、主として臣・連姓氏族からなる畿内周辺の有力豪族とそれらの代表としての大臣・大連が王権のもとに結集した、いわば権力集中の一形態としての大臣・大連一大夫の体制が成立した段階、大連物部氏の没落を受け、大臣の性格が大きく変化し、それまではあくまで群臣層の一員であった蘇我大臣が群臣を超える上位者としての地位を確立した推古朝の段階の三つに区分するが、後二者の段階を明確に識別した点が重要で、その最後の段階における王権と大臣の関係を検討し、王権にとっても豪族連合的性格から脱皮するうえで蘇我氏との結合が不可欠であったことを明らかにしている。古代国家形成過程における推古朝以後の蘇我大臣家の歴史的役割を積極的に位置付けた見解として、極めて注目に値する。

第三章「五・六世紀代における王権と豪族の外交」は、5・6世紀の倭国の外交のあり方を検討し、それを通じて当時の王権と群臣との関係を明らかにしようとしたものであるが、まず6世紀のいわゆる倭系百濟官僚の特性を分析し、その存在が王権によって代表される倭政権の公式外交とは別の諸有力豪族（群臣層）独自の外交活動によってもたらされたものであること、君主大権としての外交権の確立のためには倭系百濟官僚の消滅が必要であったことが指摘される。次いで倭系百濟官僚群登場の歴史的前提として、5世紀代の王権と外交のあり方に検討を加え、近年通説化しつつある雄略朝画期説を批判し、いかに5世紀代における王権の伸張が強調されようとも当時の王権はなお未熟で、外交面でも大王中心の外交とは別に、交易などを含む個別豪族らの私的外交形態が並存していたことを指摘する。このような外交面からの検証によっても、王権の発達史上推古朝を画期と見る如上の見解が裏付けられるとするのである。

以上、本論文の優れた点について述べたが、一般に大化前代史の研究は掘るべき具体的な史料に乏しく、ほとんど『日本書紀』を唯一の史料として行なわざるをえないのが実情で、したがって論者によって見解が多岐に分かれ、なかなか議論の帰一をみない。そのような中であって、本論文の所論は奇をてらうことなく、先行研究の丹念な整理と批判、着実な実証的手法によって組み立てられており、大方の同意を得るだけの価値ある内容となっている。特に大臣制についての一貫した研究として、今後必ず参照されねばならない多くの重要な見解を含んでいる。個々の立論には今後さらなる検証を要する点も勿論あるが、それは当該時期の研究に必然的につきまとう宿命であり、決して本論文の価値を大きく損なうようなものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、1998年10月6日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行なった結果、合格と認めた。